

令和5年度 水道事業会計
経営健全化（資金不足比率）審査
意見書

大津菊陽水道企業団監査委員

大菊水監 第9号
令和6年7月19日

大津菊陽水道企業団 企業長 金田 英樹 様

大津菊陽水道企業団 監査委員 今村 昭彦

大津菊陽水道企業団 監査委員 吉村 恭輔



令和5年度水道事業会計決算に基づく資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度大津菊陽水道企業団水道事業会計決算における「資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類」について審査しましたので、その結果について意見を付して報告します。

令和5年度 水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

この審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の期日

令和6年6月19日（水）～ 令和6年6月20日（木）

3. 審査の場所

大津菊陽水道企業団 会議室

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足はないと認められる。

なお、当該資金不足比率及び経営健全化基準は、下表のとおりである。

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---------------------|--------|---------|
| 大津菊陽水道企業団 水道事業会計 | — | 20.0 % |

※ 資金不足を生じていないため、「—」で表示している。

(2) 資金不足比率について

令和5年度決算において、次頁「6. 資金不足比率算定基礎」で示すとおり資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

したがって、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条の経営健全化基準20.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

5. 意見

今後も常に地方公営企業の経済性を発揮すると共に、本来の目的である公共の福祉を増進するよう健全な経営に努められたい。

6. 資金不足比率算定基礎

(単位：千円)

【資金不足比率】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$= \frac{(\text{流動負債} - \text{前年度同意等債で未借入額}) + (\text{建設改良費等以外の経費に対する地方債残高}) - (\text{流動資産} - \text{当年度に繰越される支出の財源充当額})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}$$

$$= \frac{\triangle 1,454,413}{1,154,245} \times 100 = \triangle 126.01 \%$$

【資金不足額】

$$\begin{aligned} A &= \text{流動負債の額} - \text{控除企業債等} - \text{控除未払金等} - \text{控除額} \textcircled{1} \\ &= 328,325 - 31,593 - 0 - 0 = \underline{296,732} \end{aligned}$$

$$B = \text{算入地方債残高} = \underline{0}$$

$$\begin{aligned} C &= \text{流動資産の額} - \text{控除財源} - \text{控除額} \textcircled{2} \\ &= 1,751,145 - 0 - 0 = \underline{1,751,145} \end{aligned}$$

$$D = \text{解消可能資金不足額}$$

$$\begin{aligned} \text{資金不足額} &= A + B - C \\ &= 296,732 + 0 - 1,751,145 = \underline{\triangle 1,454,413} \end{aligned}$$

※ $A+B-C < 0$ で資金不足額はなく、Dの解消可能資金不足額は算入する必要なし

【事業の規模】

$$S = \text{営業収益の額} = \underline{1,156,359}$$

$$T = \text{受託工事収益の額} = \underline{2,114}$$

$$\begin{aligned} \text{事業の規模} &= S - T \\ &= 1,156,359 - 2,114 = \underline{1,154,245} \end{aligned}$$

【算定項目の定義】

(単位：千円)

| 項 目 | 内 容 | 数 値 |
|----------------------|---|-----------|
| 審 査 根 拠 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)第22条第1項 「公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。」 | — |
| 流 動 負 債 の 額 | 令和5年度決算における流動負債の額 | 328,325 |
| 控 除 企 業 債 等 | 令和5年度決算において貸借対照表に計上されている企業債で、建設改良費等に充てるためのもの | 31,593 |
| 控 除 未 払 金 等 | 令和5年度決算において貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために令和6年度に地方債を起すこととしているものの額 | 0 |
| 控 除 額 ① | 連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計等他会計との間で生じる重複額 | 0 |
| 算入地方債残高 | 建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした、地方債の令和5年度決算における残高 | 0 |
| 流 動 資 産 の 額 | 令和5年度決算における流動資産の額 | 1,751,145 |
| 控 除 財 源 | 令和5年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、令和6年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、令和5年度に収入された部分に相当する額 | 0 |
| 控 除 額 ② | 連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計等他会計との間で生じる重複額 | 0 |
| 解 消 可 能 資 金 不 足 額 | 流動負債等から流動資産等を差し引いた額が、「0」以上の場合に算入 | — |
| 営 業 収 益 の 額 | 令和5年度決算における営業収益の額 | 1,156,359 |
| 受 託 工 事 収 益 の 額 | 令和5年度決算における受託工事収益の額 | 2,114 |

※算定に用いた各数値は「令和5年度地方公営企業決算状況調査」による。